

保育補助者雇上費貸付制度の手引き

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

問合せ・書類の提出先

〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4-5

千葉県社会福祉センター1階

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

福祉人材確保・定着推進部 資金貸付班（保育）

TEL. 043-306-7572 FAX. 043-306-7576

※申請後に、申請内容について上記電話番号等からお問い合わせする場合があります。

目 次

1	保育補助者雇上費貸付制度について	1
	(1) 目的	
	(2) 実施主体	
	(3) 貸付の要件	
	(4) 貸付金額	
	(5) 申込期限	
	(6) 貸付利子	
2	申請手続き等について	2
	(1) 貸付の申込み	
	(2) 連帯保証人	
	(3) 申込受付	
	(4) 貸付の決定	
3	貸付について	4
	(1) 貸付金の交付	
	(2) 貸付契約の解除	
	(3) 貸付の休止	
4	返還について	4
	(1) 返還の内容	
	(2) 延滞利子	
5	返還猶予・返還免除について	5
	(1) 返還猶予について	
	(2) 返還の免除	
6	貸付申請から資金交付までの流れ	6
7	貸付後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）	7
8	貸付金を返還することになった場合の手続き	8
9	届出義務・提出書類	8
10	よくある質問	10
11	様式一覧	11

1 保育補助者雇上費貸付制度について

(1) 目的

この制度は、保育士の資格取得を目指す保育補助者を新たに雇用する施設・事業所に対してその雇上げに必要な費用を貸付し、保育士資格の新規取得者の増加を支援し、保育人材の確保及び保育士の負担軽減による離職防止を図ることを目的としています。

※保育補助者

保育士資格を持たないが、保育所等に勤務し保育士の補助を行う者

(2) 実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「県社協」という）

(3) 貸付の要件

保育補助者の保育士資格取得の推進など、保育士処遇改善に取り組む施設・事業所で、次のいずれも満たすことを要件とします。ただし、千葉市内の施設の場合は、千葉市社会福祉協議会にご相談ください。

ア. 次の（ア）～（ウ）のいずれかの施設・事業所

（ア）保育所または幼保連携型認定こども園（市町村が運営するものを除く）

※公設民営の保育所は申請可能

（イ）小規模保育事業を実施する施設（注）

（ウ）事業所内保育事業を実施する施設（注）

イ. 週30時間以上勤務する保育補助者を新たに1名雇用すること

ウ. 施設を管轄する市町村長の推薦を受けること

エ. 施設設置後1年以上経過していること

（注）特例地域型保育給付費の支給の算定対象者を雇い上げる場合を除く

(4) 貸付金額

年額2,953,000円以内（100円未満切り捨て）

資金使途は保育補助者の雇上げに関する費用（報酬、給与、職員手当等）

※「貸し付けられる金額は実際に雇い上げに係る費用になります。

（例：6ヵ月の雇用期間で2,953,000円を支給することは不可）」

対象経費の例

○諸手当

扶養手当、通勤手当、住居手当、業務手当、時間外勤務手当

期末手当及び勤勉手当等

○福利厚生費

家賃補助に係る費用、健康診断に係る費用等

○社会保険料の事業主負担分

健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料

労働保険料(労災保険料及び雇用保険料)、子ども・子育て拠出金等

(5) 申込期限

随時～令和6年1月5日(金) 必着

※令和5年4月1日～令和5年12月31日の間に新たに雇用する保育補助者分のみ受け付けます。

予算の上限に達した時点で受付終了とします。

(6) 貸付利子

貸付利子は無利子です。

ただし、返還となった場合に期限日までに返還完了しなかった際は、年3.0%の延滞利子を徴収します。

2 申請手続き等について

(1) 貸付の申込み

申込書に次の必要書類をそろえて県社協までお申込みください。

	必要書類	申請者	連帯保証人
1	千葉県保育補助者雇上費貸付申込書 (第1号様式)	◎	◎
2	千葉県保育補助者雇上費貸付に係る保育士勤務 環境改善計画書	◎	
3	推薦状(市町村が発行したもの)	◎	
4	個人情報の取り扱いについて	◎	◎
5	当該施設の許可証の写し	◎	
6	申請者または連帯保証人が法人である場合、当該 施設の登記簿謄本 (借地の場合は賃貸借契約書の写し)	◎	◎
7	住民票(連帯保証人の住民票) 申請書提出日からみて3カ月以内に発行の原本		◎
8	保育補助者の住民票	◎	
9	保育補助者の雇用契約書の写し	◎	
10	直近の所得金額を証する書類 (源泉徴収票の写し、確定申告書(控)の写しなど)	◎	◎

※その他県社協会長が必要と認めた書類を提出していただく場合があります。

(2) 連帯保証人

申請者が法人である場合には当該法人の代表者を含み、次の条件を満たす方とします。

①年収1,500,000円以上有する方

※確定申告書等の「所得金額」にて審査します。「収入金額」ではありませんので、ご注意ください。

②申請時に75歳以下の方

③連帯保証人はそれぞれ別生計であり、配偶者でないこと

④未成年者及び学生でないこと

⑤債務整理中でないこと

⑥無収入の方や生活保護受給者等でないこと

(3) 申込受付

貸付申込書は県社協の千葉県福祉人材センターホームページからダウンロードし、記入後、添付書類を併せて県社協宛て送付してください。

書類の送付については、簡易書留、特定記録郵便、などをご利用ください。

(※予算上限があることから、事前にお電話でご連絡の上お申し込みください。)

県社協千葉県福祉人材センターホームページ <http://www.chibakenshakyō.net>

※貸付申込書記入上の注意

①訂正がある場合には、修正テープ・修正液を使用せずに訂正箇所を二重線で引いて、訂正印を押印してください。

②申請書を消せるボールペンで記入しないでください。

申込書に記入漏れがある場合には貸付の可否を判断することができませんので、必ず全ての項目を御記入ください。記入漏れが解消されるまでは、貸付審査ができません。

(4) 貸付の決定

提出された書類を審査し、貸付の可否を決定します。

貸付決定の場合は県社協会長と貸付決定者間で借用証書により、貸付に係る契約を締結します。

記入した借用証書の送付については、簡易書留、特定記録郵便などをご利用ください。

提出書類

①借用証書（収入印紙を貼付してください）

※収入印紙は貸付額により金額が異なります。

②印鑑証明書（申請者・連帯保証人）※発行日より3ヶ月以内のもの

③貸付金の振込先となる銀行口座の通帳の写し

3 貸付について

(1) 貸付金の交付

貸付金の交付は、貸付契約に基づき交付することとし、年1回指定口座に送金します。

原則年1回 2月

(2) 貸付契約の解除

貸付決定後に次のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。

①貸付対象者が当該施設を廃止したとき。

②保育補助者が死亡したとき、又は心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるときであって、貸付対象者が速やかに他の保育補助者を雇用しなかったとき。

③その他貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(例：当該保育補助者が貸付期間中又は貸付期間終了後1年以内に保育士資格を取得できなかったとき)

※免除要件は【保育士登録】ではなく【保育士資格】の取得になりますのでご注意ください。

(3) 貸付の休止

保育補助者が、疾病その他の理由により休職したときは、休職した日の属する月の翌月から復職した日の属する月の分まで貸付を停止します。

4 返還について

(1) 返還の内容

①次のいずれかに該当する場合は返還していただくこととなります。

ただし、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除きます。

ア 貸付契約が期間満了となったとき

イ 貸付契約が解除されたとき

ウ 保育補助者が業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

エ 「貸付期間中(3年間を限度)に、当該保育補助者が保育士資格を取得できなかったとき

②返還開始は、返還事由が生じた日の属する月の翌月からとします。

③返還期間は貸付を受けた月数に相当する期間となります。

④返還方法は、月賦、半年賦、一括のいずれかとします。

⑤借受人及び連帯保証人は県社協が指定する口座へ振込をお願いします。

(手数料借受人及び連帯保証人負担)

(2) 延滞利子

貸付金を返還しなければならない日までに返還しなかった場合には、当該返還

すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき
3. 0%の割合で計算した延滞利子を徴収します。

5 返還猶予・返還免除について

返還猶予・返還免除を希望される場合は、所定の様式を提出してください。

(1) 返還猶予について

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があると認められるとき、返還の猶予が可能になります。

(2) 返還の免除

保育補助者が保育の補助に従事し、かつ以下のいずれかに該当する場合には、貸付金の債務を免除することとします。

ア 貸付を受ける期間中に保育士資格を取得したとき

イ 当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるとき

6 貸付申請から資金交付までの流れ

貸付申請

- (1) 千葉県保育補助者雇上費貸付申込書（第1号様式）に必要書類を添付し県社協へ提出してください。



審査及び貸付決定

- (1) 県社協が貸付の可否を決定します。
- (2) 貸付の可否を申請者および連帯保証人に通知します。
 - ①千葉県保育補助者雇上費貸付承認（不承認）決定通知書（第3号様式）を送付します。



以下は貸付決定の場合

契 約

- (1) 貸付決定者に借用証書を送付します。
- (2) 貸付決定者は以下の書類を県社協に提出してください。
 - ①千葉県保育補助者雇上費貸付借用証書（第8号様式）
 - ②印鑑証明書（申請者・連帯保証人）※発行日より3ヶ月以内のもの
 - ③貸付金の振込先となる銀行口座の通帳の写し



資金の交付

- (1) 借用証書に記載された口座に雇上費を送金（一括交付）します。

7 貸付後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）

〈1〉返還猶予の場合

返還猶予申請

以下の書類を県社協に提出してください。

- ①保育補助者雇上費貸付返還猶予申請書（第10号様式）
- ②罹災証明書、医師の診断書等



返還猶予決定

（1）県社協は返還猶予の可否を決定し、借受人に通知します。

- ①千葉県保育補助者雇上費貸付返還猶予承認（不承認）通知書（第11号様式）を送付します。

〈2〉返還免除の場合

返還免除申請

貸付を受ける期間中に保育士資格を取得したとき又は当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるときは以下の書類を県社協に提出してください。

- ①千葉県保育補助者雇上費返還免除申請書（第12号様式）
- ②保育補助者が取得した保育士証の写し



返還免除決定

県社協から返還免除の可否を借受人に通知します。

- ①千葉県保育補助者雇上費貸付返還免除承認（不承認）通知書（第13号様式）

8 貸付金を返還することになった場合の手続き

貸付契約の解除事由が発生



(1) 県社協に連絡してください。



貸付契約の解除要件に該当



貸付契約解除・返還決定

- (1) 県社協から借受人に貸付決定の解除通知を送付し、借受人は県社協に千葉県保育補助者雇上費貸付返還計画書（第9号様式）を提出してください。
- (2) 県社協は返還決定通知を借受人に送付します。借受人は返還計画どおりに返還金を納付してください。
- (3) 返還が完了しましたら、借受人に借用証書と印鑑登録証明書を返却します。

9 届出義務・提出書類

次のいずれかに該当する場合には借受者(借受者が死亡した場合は連帯保証人)が、速やかに県社協に必要書類を届け出なければなりません。

当資金の貸付を受けた者は、返還を免除されるか、返還を完了するまで、次の届出等を行う必要があります。

(1) 貸付対象者又は連帯保証人の住所又は氏名の変更があったとき

提出書類名	様式番号	事由
貸付契約事項変更届 (添付書類：住民票)	第14号	貸付対象者又は連帯保証人の住所又は氏名を変更するとき

(2) 保育補助者に以下の事由が生じたとき

提出書類名	様式番号	事由
貸付停止、再開、辞退届	第4号	保育補助者が休職、復職した時
貸付契約事項変更届 (添付書類：雇用契約書)	第14号	保育補助者の退職後、新たに保育補助者を雇用したとき

- (3) 貸付期間中に保育補助者が保育士資格を取得したとき又は貸付終了後1年以内に保育士資格を取得することが見込まれるとき

提出書類名	様式番号	事由
千葉県保育補助者雇上費貸付返還免除申請書 (添付書類：保育士証の写し)	第12号	保育補助者が保育士資格を取得し、免除申請をするとき

- (4) 貸付期間中に辞退又は保育補助者が退職し、新たに雇用しないとき

提出書類名	様式番号	事由
停止・再開・辞退等届 (添付書類：退職届)	第4号	貸付を辞退するとき
千葉県保育補助者雇上費貸付返還計画書	第9号	貸付金を返還するとき

- (5) 貸付期間終了時に保育補助者が保育士資格を取得できず、かつ今後1年で取得の見込みもなく、退職するとき

提出書類名	様式番号	事由
千葉県保育補助者雇上費貸付返還計画書	第9号	貸付金を返還するとき

- (6) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があると認められるとき

提出書類名	様式番号	事由
千葉県保育補助者雇上費貸付返還猶予申請書	第10号	貸付金の返還猶予を申請するとき

- (7) 貸付延長を申請する場合

提出書類名	様式番号	事由
千葉県保育補助者雇上費貸付期間延長申請書	第17号	貸付延長を申請するとき

- (8) 連帯保証人を変更する場合

提出書類名	様式番号	事由
連帯保証人変更申請書兼連帯保証書	第15号	連帯保証人を変更するとき

10 よくある質問

Q 1 保育補助者を2名雇用しました。2名分の貸付を申請することはできますか？

A 保育所一か所あたり、保育補助者1名分の貸付を申請することができます。複数名の保育補助者の雇上げ費用を充当することはできません。

Q 2 保育体制強化事業・保育補助者雇上強化事業の該当者を保育補助者雇上費の対象者とすることはできますか？

A 両事業とも国の補助金ですので、併用はできません。

Q 3 貸付期間中に保育補助者が保育士資格を取得した場合には、貸付はどうなりますか？

A 保育補助者が貸付期間中に保育士資格を取得した場合は、貸付契約は終了し返還免除の手続きをとっていただくこととなります。
その後別の保育補助者で新たに貸付を希望する場合には、別途申請が必要となります。

様式一覧

様式	様 式 名
第 1 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付申込書
別 紙	「保育士修学資金等貸付事業」の申込・利用にあたって 個人情報の取扱いについて
別 紙	改善計画書
第 2 号様式	推薦状
第 3 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付承認（不承認）決定通知書
第 4 号様式	停止・再開・辞退等届
第 5 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付契約解除通知書
第 6 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付停止通知書
第 7 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付再開通知書
第 8 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付借用証書
第 9 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付返還計画書
第 1 0 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付返還猶予申請書
第 1 1 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付返還猶予承認（不承認）通知書
第 1 2 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付返還免除申請書
第 1 3 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付返還免除承認（不承認）通知書
第 1 4 号様式	貸付契約事項変更届
第 1 5 号様式	連帯保証人変更申請書兼連帯保証書
第 1 6 号様式	連帯保証人変更承認（不承認）通知書
第 1 7 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付期間延長申請書
第 1 8 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付期間延長承認（不承認）決定通知書